

令和6年8月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和6年8月9日（金）午前9時30分～

開催場所 橋本市民会館 2階 第1会議室

出席委員（農業委員）

1番	石井 政英	○	2番	田中 里美	○	3番	平田 敬二	○
4番	林 義文	◎	5番	米坂 佳久	◎	6番	大西 敏夫	○
7番	窪田 裕	○	8番	藤田 和久	×	9番	織田 利治	○
10番	廣田 征男	○	11番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	○
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	×			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書記 橋本市農業委員会事務局

議案 議案第1号 農用地利用集積計画（案）の決定について
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第4号 非農地証明願について
 議案第5号 専門部会の構成について
 議案第6号 小委員会委員の選出について
 議案第7号 まっせ・はしもとについて

報告 報告第1号 和解の仲介の申し立てについて

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和6年8月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 ー会長挨拶ー
議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号4番 林 義文 委員
議席番号5番 米坂 佳久 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第1号 農用地利用集積計画(案)の決定について)

事務局 議案第1号について議案書を基に説明
議長 議案第1号について質疑ございませんか。
会長 提出番号4について、なぜ利用期間が4か月なのか
事務局 いったん農地を借り受けてから様子を見て、継続を考えたいと
いう借受人の要望がありました。
議長 外に質疑ございませんか。
 質疑がないようですので議案第1号について承認すること
にご異議ございませんか。
委員 異議なし。

(議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局 議案第2号について議案書を基に説明
議長 担当委員及び事務局より調査結果の報告をお願いします。
事務局 ●提出番号1番
 譲受人は、住宅の購入にあたり隣接した農地を取得し、いちか
ら農業を始める意向です。
 問題はないと思っています。
議長 議案第2号について質疑ございませんか。
 ないようですので、議案第2号について許可相当とすることに
ご異議ございませんか。
委員 異議なし

(議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について)

事務局 議案第3号について議案書を基に説明

- 議長 担当委員及び事務局より調査結果の報告をお願いします。
- 林委員 ●提出番号 1 番
譲受人に話を伺ったが大阪府茨木市に住んでおり、相続して困っているとのことでした。近隣地も空き地になっている箇所が多く、譲受人の合意に至ったようです。問題はないと思います。
- 事務局 ●提出番号 2 番
当該農地は現在、稲作中ではありますが、譲渡人は耕作困難として売ることを希望していたところ、隣接地先に取得している譲受人と合意に至ったようです。問題はないと思います。
- 田中委員 ●提出番号 3 番
行政書士に確認し、同意書等も確認し、問題はないと思います。
- 事務局 ●提出番号 4 番
当該農地は譲受人の近くの近隣農地であり、現在全く耕作されていません。また駅から 300 メートル以内の第 3 種農地であることから原則転用可能な農地であり適切妥当であると思います。
- 事務局 ●提出番号 5 番
耕作困難であった譲受人と駐車場用地を探していた近隣の不動産事業者である譲受人の合意に基づくもので問題ないと思います。
- 議長 議案第 3 号について質疑ございませんか。
- 平田委員 太陽光パネルの設置目的の案件が多いようですが、農業委員会ではどの程度意見聴取すればいいのか。また、太陽光パネルが古くなった場合の取り扱いなどその後のことも気になるが、どの程度考えたらいいのか。
- 事務局 農地法上必要な範囲でご対応いただきたいと考えます。一般基準である周辺農地への支障の有無についてです。
また、設置後 10 年後 20 年後の取り扱いについては、他法令での取り扱いになると考えます。
- 廣田委員 転用後のことは、太陽光パネルだけではなく家など構造物全般に言えることだと思います。
- 森委員 同意関係については、今回、紀の川用水、引きの池、地元区長の同意があるが、周辺農地農家の同意は必要ないのか。
- 事務局 法定添付書類ではありませんが、橋本市農業委員会をはじめ、県内の農業委員会については、転用後のトラブル未然防止の観点から、隣接農地所有者の同意書をとるよう行政指導の範囲内で指導を行っています。

平田委員 農地の所有権移転に関して、契約内容まで踏み込む必要があるのか

廣田委員 農業者として資金面が大丈夫かとか、近くの類地の印鑑はどうなっているか、そういう部分は業者には確認しますが、契約の事細かな内容は個人情報ですので把握はしません。売り手には太陽光の計画があるかといった話はするが、契約内容の確認は踏み込んだ内容になるため聞きません。

一番大事なのは、水利、類地の印鑑、区長の印鑑。

区長が把握しているかどうか、そういう面は、私たちの重要とするところだと捉えています、事務局はどうですか。

事務局 事務局といたしましては、私人間同士で行う自由な契約内容について、あまり口出しすべきではないと思います。なぜなら、各農業委員の思想によるところが入ってくるからです。

廣田委員 太陽光発電は電気事業法に基づいて制限を受けているので神経質にならなくてもいいと考えます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

ないようですので、議案第3号について許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第4号 非農地証明願について)

事務局 議案第4号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

畑委員 ●提出番号1番

現場を確認したところ、草が生え放題となっています。碎石敷の部分も見られ、現況農地ではありませんでした。

議長 議案第4号について質疑ございませんか。

山本勝彦委員 地籍調査により地目が変更されているところについて把握できないのか。

事務局 法務局で全部事項証明の閲覧を行った上で、地籍調査が行われているか、地目変更登記が行われているかを確認するしかないというようにとらえています。

議長 ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、議案第4号について承認することにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

- (議案第 5 号 専門部会の構成について)
- 事務局 前回の経緯、慣例に基づいて説明。
 農業委員会には、農政委員会と農業委員会だより編集委員会を設置してます。
 農政委員会は、農業委員会での検討事項の方向性を協議する場となっております。
 前回は、会長職務代理者、各部会長、副部会長、その他数名を加えた 11 名で構成し、農政委員会で協議した事項は、総会でお諮りしてます。
 選出方法につきましては、お諮りした上で、事務局案を提案し、承認いただきました。
 またその委員長、副委員長につきましても、お諮りいただいた上で、事務局案を提案し、承認いただきました。
 また、農業委員会だより編集委員会につきましては、年 2 回発行予定の農業委員会だよりの紙面の検討をしており、慣例として、会長、職務代理者、農政委員長、各部会長で構成し、委員長には職務代理者、副委員長には農政委員長になっていただいています。
- 議長 農政委員会について、選出方法に、ご意見などございませんか。意見がないようですので事務局からの提案をお願いします。
- 事務局 今後も選出しやすいように、会長職務代理者、中立委員、各部会長、副部会長で構成してはいかがかと考えています。
- 議長 事務局案について何かご意見などございませんか。ないようですのでお諮りします。事務局案の通りとしてよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし
- 議長 異議がないようですので事務局案の通りとします。後で発表をお願いします。
- 事務局 また、農政委員会委員長、副委員長の選任についてですが、委員長副委員長に立候補推薦をされる方いませんか。ないようですので事務局案の提案をよろしくをお願いします。
 改めて農政委員会委員の方のお名前を呼ばさせていただきます。
 農業委員、2 番田中委員、4 番林委員、6 番大西委員、9 番織田委員、10 番廣田委員、11 番池田委員。農地利用最適化推進委員中岡委員。
 こちら 7 名の方でお願いしたいと思います。

その上で、農政委員会の委員長副委員長の選任について事務局案としまして、中立委員の大西委員長を委員長に、林委員を副委員長にと考えております。

議長
委員
議長

この通りとしてよろしいか。

異議なし。

果樹・畜産部会について、部会長、副部会長に立候補・推薦等ありませんか。

ないようですので、事務局案の提案をお願いします。

事務局

農業委員会経験者で、部会長に応其地域の林委員、副部会長に紀見地域の田中委員を考えています。

議長
委員
議長

事務局から提案がありましたが、いかがでしょうか。

異議なし

異議がございませんのでこの通りとします。

引き続き農業委員会だより編集委員会について慣例として、会長職務代理者、農政委員長、各部会長で構成し、委員長には職務代理者副委員長には正委員長を選任しています。

今期も同じように選任してよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし

異議がございませんのでこの通りとし、農業委員会だより委員会委員長には廣田会長職務代理、副委員長には大西農政委員会委員長その他、委員には、果樹・畜産部会長の林委員、水稻・野菜部会長の中岡委員、そして私池田の5人とさせていただきます。

(議案第7号 まっせ・はしもとについて)

事務局

橋本市農業委員会は毎年まっせ・はしもとに参画し、ブースを出展しています。今年は11月16日10時から16時と、17日の10時から15時の開催予定となっています。近年は農産物の展示、アンケート、農事相談会を開催しています。

アンケートの場合は、アンケートにご協力いただいた方にお礼として、寄せ植え用の花をプレゼントさせていただいておりますことが通例であります。

今年具体的に何をするかは、今後9月以降の定例会で協議させていただくとし、本日はアンケートをするのか、また、アンケートをする場合は、例年お礼として農芸大で購入したお花をお渡ししています。今年も同じように、お花のお礼をするのかってところだけご協議いただきたいと思います。

議長 事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問等ございますか。

意見がないようですのでお諮りいたしたいと思います。

今年末で橋本においてアンケートをし、またアンケートのお礼として花を購入することとしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告第1号 和解の仲介の申し立てについて)

事務局 令和6年7月8日に和解の仲介の申立書が本委員会に提出をされました。

本会では、仲介委員3名を選出し、紛争の解決を試みましたが、申立人と被申立人の折り合いがつかず、和解は不成立となったことをご報告します。

(閉会)

議長 以上で、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和6年8月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会 議長(会長) 池田 泰子 印

署名委員 林 義文 印

署名委員 米坂 佳久 印